

## お申込み約款

### 約款

当約款は株式会社桐原書店(東京都新宿区西新宿 4-15-3 (以下「当社」といいます) が提供する KIRIHARA Global Academy での留学に関する契約(以下「本契約」といいます)の取引条件を定めたものです。

必ずお申し込みの前にお読み下さい。

### 第1条 (総則)

当約款は、当社所定の留学申込書と合わせて、留学されるご本人(以下「申込者」といいます)と当社との間の契約の内容を構成するものとします。

### 第2条 (本契約の申込み方法、費用のお支払い方法及び本契約の成立時期)

1. 申込者は、当社所定の留学申込フォームに必要事項をご入力の上、お申し込みください。また、紙の留学申込書を使用される場合は、所定の事項をご記入のうえ、当社へご持参、FAX、郵送あるいはメールにてお申し込み下さい。留学費用は「留学申込書」に記載されています。

2. 申込者は、お申込金として、当社による請求書発行後 2 週間以内に 2 万円をお支払いください。お申込金を差し引いた残金は入学の1ヶ月前までに当社指定口座にお振込み下さい。

入学日まで1ヶ月を切ってお申込みされた場合は留学費用の全額を一括でお振込み下さい。

3. 本契約は、第1項のお申込金(お申込金を支払わず、留学費用全額をお支払い頂いたときは、留学費用)を当社が受領した時に成立するものとします。

当社は本契約成立後、諸手続きを開始致します。

### 第3条 (拒否事由)

当社は、申込者からの本契約の申込みが以下に定める事由に該当するときに、申込者の申込みを断る場合があります。

- ① 申込者が渡航に適した条件を備えていないと当社が判断したとき。
- ② 未成年の申込者が、親権者(保護者)その他法定代理人の同意を得ていないとき。
- ③ 申込者の希望する渡航期間に KIRIHARA Global Academy が受け入れ不可能なとき、又天候や交通事情により渡航できる可能性が明らかでないとき当社が客観的に判断したとき。
- ④ 期限までに本申込み手続きが完了する見込みがないとき。
- ⑤ その他、当社の認めるところによる事由がある場合。

#### 第4条（申込み条件）

本契約は、15歳未満の方は保護者の同行などを条件とする場合があります。

#### 第5条（留学先における語学レッスン）

当社が提供する KIRIHARA Global Academy における語学レッスンの詳細は、当社が別途定める「PREMIUM BRANCH 受講規則」又は「IT PARK BRANCH 受講規則」記載のとおりとします。

#### 第6条（当社が申込者に提供する留学サポート）

1. 当社は申込者に対し、留学サポートとして、出発に当たっての情報提供（パスポート、ビザ・滞在許可証等、所持品、所持金・両替の情報など）及び留学先での様々なサポートを行います。留学先でのサポートの詳細は、「PREMIUM BRANCH 受講規則」又は「IT PARK BRANCH 受講規則」をご覧ください。
2. 申込者は、自己責任で渡航することを前提とし、語学レッスン及び当校が主催する野外活動以外の渡航先でのトラブルや事故に対して当社及び KIRIHARA Global Academy Inc.は一切の責任を負いません。
3. 当社が提供する留学サポートは航空券の手配は含みません。（提携旅行代理店の紹介は致します）いわゆる旅行業にいう「募集型企画手配旅行」（主催旅行）とは異なります。
4. 「旅行管理」やその他補償は一切していません。

#### 第7条（留学費用に含まれないもの）

留学費用に以下は含まれないのでご注意ください。

- ① 食費等個人的性質の諸費用及びこれに係わる税・サービス料金  
（ただし、食事が留学費用に含まれる場合があります）
- ② 日本から渡航先までの往復航空券及び航空施設使用料並びにそれらに付随する費用
- ③ フィリピン政府に支払う必要のある費用
- ④ 傷害・疾病に関する医療費
- ⑤ TOEIC 点数保証コースその他コース内容によっては、当社指定の教材を購入していただく場合があります（レベル別の教材です。当社ホームページをご参照ください）。その場合の教材費
- ⑥ 光熱費等の諸費用

#### 第8条（金銭貸借について）

当社は申込者のいかなる事情においても金銭の貸与は行いません。現地では、現金払いのみの費用（クレジットカード等が使用できない費用）が発生することもあります。ご持参される現金については、当社が提供する情報を参考にしてください。

#### 第9条（遵守事項について）

申込者は次の各号を遵守してください

- ① 法令、公序良俗、慣例に違反するような行為を行わないこと。
- ② KIRIHARA Global Academy の「PREMIUM BRANCH 受講規則」「IT PARK BRANCH 受講規

則」、その他当社が定め、申込者に提示した規則や、宿泊施設等の各種規則に従って行動すること。当社、当社スタッフ、KIRIHARA Global Academy スタッフ、宿泊施設、または、渡航先の人々に対して公序良俗に違反することがないように行動すること。

## 第10条（本契約のキャンセル）

申込者は本契約の解除を当社に通知するとともに以下の料金をお支払いいただくことにより、本契約を解除することができます。なお、申込者による解除通知の到着又は料金の支払い日が休業日にあたる場合は、翌営業日が解除通知の到達した日、又は料金支払い日となり、17:00以降に当社に解除通知が到達し、又は料金が支払われた場合も翌営業日の到達又は支払いとみなします。

### ① 留学開始前

キャンセル申込み時点	キャンセル料金
留学 31 日前まで	2 万円
留学 30 日～4 日前まで	留学費用の 30%
留学 3 日～前日まで	留学費用の 50%
留学当日	留学費用の 60%
留学当日の無連絡でのキャンセル	払い戻しなし

### ② 留学開始以降

現地でキャンセルした時点で留学残り日数が 29 日以上ある場合は、29 日分以降分に関しての料金の 50 パーセントを返金させていただきます。

返金および送金に伴う送金手数料は申込者の負担とします。

## 第11条（当社からの解約）

1. 以下に定める事由が申込者にあるとき、当社は催告した後、本契約を解約できるものとします。

- ① 申込者が、指定期日までに当社が指定した必要書類を提出しないとき。
- ② 申込者が、指定期日までに留学費用の支払いをしないとき。
- ③ 申込者の所在が不明、もしくは1ヶ月以上にわたり連絡不能のとき。
- ④ 申込者が当社に届けた申込者に関する情報の内容に、虚偽又は重大な遺漏が発覚したとき。
- ⑤ 申込者が第9条に規定する遵守事項に違反したとき。
- ⑥ その他、当社がやむを得ない事由を認めたとき。

2. 前項に基づき、当社が本契約を解除する場合、留学費用等、すでに申込者が当社に支払った費用については一切返金いたしません。また、解約により発生した取消料などの費用及び損失は申込者が負担するものとし、別途請求いたします。

## 第12条 (免責事項)

当社は、以下のような場合に責任を負いません。

- ① 申込者がパスポート及び航空券、ビザ等の不備、もしくは何らかの事由により渡航先国に入国拒否されたとき。
- ② 申込者がパスポート及び航空券、ビザ等の取得に時間がかかり、予定の出発に間に合わないとき。
- ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・留学先等の事故、運送機関の遅延・スケジュール変更、その他不可抗力の事由により生じた損害
- ④ 申込者は自己責任において行動するものであり、授業中以外の事故や盗難、現地での法令・公序良俗、KIRIHARA Global Academy 各校の受講規則および宿泊施設の規則などに違反した際の責任や損害賠償責任においても、当社はその責任を負いません。  
また、現地で KIRIHARA Global Academy が主催する場合を除く観光ツアーなどに参加される場合も、申込者の自己責任とし、交通事故や災害・事故による損害に対して当社は一切の責任を負いません。また、スポーツ等が原因の事故の責任も申込者に帰属します。特定のスポーツをする際、保険の特約が必要であれば本人の責任において加入手続きを行うものとします。
- ⑤ 申込者が、当社もしくは KIRIHARA Global Academy の責任によらない事由により何らかの損害を被った場合でも、当社はその責任を負いません。

## 第13条 (注意事項)

申込者は以下の事項を了承するものとします。

- ① 土曜日、日曜日、現地の祝日、KIRIHARA Global Academy の定める休校日には、休講及び施設の一部もしくは全部が閉鎖される場合があること。
- ② フィリピンでは突然、祝日及び休日が制定される場合があること。

## 第14条 (管轄裁判所)

本契約に関する訴訟については、当社本店所在地(東京都新宿区)を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

## 第15条 (準拠法)

当約款は、日本の法律に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

## 第16条 (約款の変更)

当約款は、事情により告知なく変更することがあります。

## 第17条 (発行期日)

当約款は2020年1月27日以降に申し込まれる契約に適用されます。

以下余白